

## 第4章

## 障害福祉計画

## 1 障害福祉サービスの概要

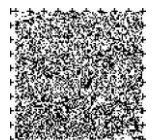
## (1) 障害者自立支援法のこれまでの経緯 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

障害者自立支援法は平成18年4月に施行されて以来、国では様々な利用者ニーズを踏まえて、法の見直しが行われています。これまでの経緯は次の通りです。

平成18年4月	障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行）
平成18年12月	法の円滑な運営のための特別対策（障害保健福祉関係主管課長会議） （①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置）
平成19年4月	障害者自立支援法の一部見直し
平成19年12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置（障害保健福祉関係主管課長会議） （①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進）
平成20年4月	障害者自立支援法の一部（事業者の経営基盤の強化）見直し
平成20年7月	障害者自立支援法の一部（利用者負担の見直し）見直し
平成21年7月	衆議院解散により「障害者自立支援法改正案」廃案に
平成22年6月	障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（閣議決定）
平成22年12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行

障害者自立支援法では「利用者への応益負担の導入」や「事業者への報酬の日額払い方式の導入」など、制度の大幅な見直しが行われたことから、法施行後、利用者や事業者、関係団体等から様々な問題点や課題が指摘されてきました。

このような中で、国は、「利用者負担の軽減」、「事業者に対する激変緩和措置」、「新法への移行等のための緊急的な経過措置」を実施し、さらに、「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」として「利用者負担の見直し」、「事業者の経営基盤の強化」、「グループホーム等の整備促進」を平成20年度から実施されています。



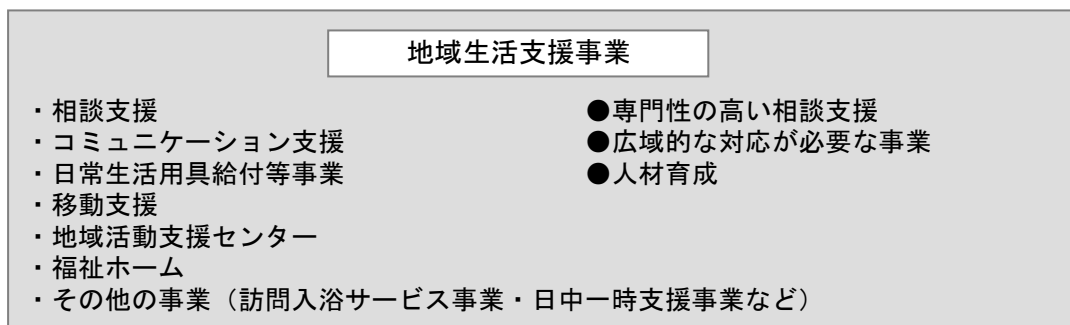
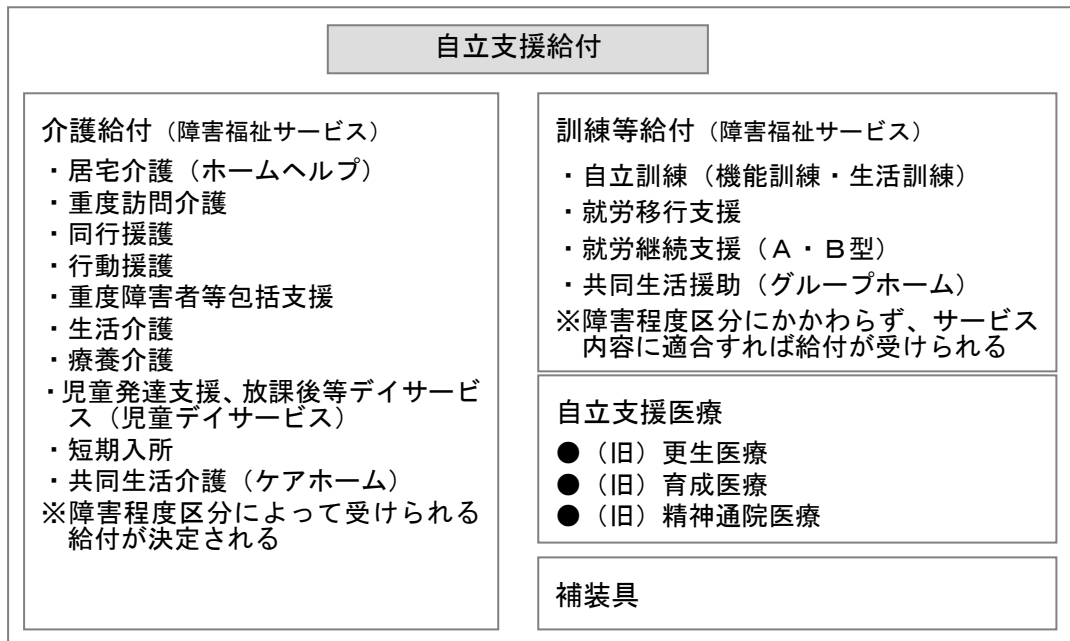
さらに、障がい福祉制度について、現在、障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会で新しい制度作りに向けて議論が行われており、平成25年度に「障害者総合支援法」が施行される予定となっています。

そこで、障害者総合支援法施行までのつなぎ法案として、障害者自立支援法等の一部を改正する法律が平成22年12月に施行しています。具体的には「応益負担」から支払い能力に応じた「応能負担」にするとともに、発達障がいを支援の対象とすることが明記され、障がい福祉制度の枠組みに明確に位置づけられました。

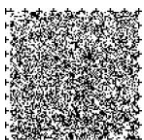
## (2) 障害福祉計画の対象となるサービスの構成 ●●●●●●●●

障害福祉サービスの内容は、自立支援給付と地域生活支援事業に二分されます。

自立支援給付のうち、障害程度区分によって受けられる給付が決定される「介護給付」と障害程度区分にかかわらず、サービス内容に適合すれば給付が受けられる「訓練等給付」をあわせて、「障害福祉サービス」となります。



※・は、市町村実施事業 ●は、都道府県実施事業



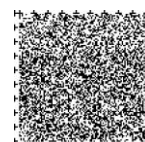
## 2 障害福祉サービス等の利用状況

## (1) 障害福祉サービス・相談支援

■必要な量の見込み（1月当たり）の進捗状況

（平成23年度実績は見込み値）

	サービス名		平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系サービス	居宅介護 （ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	見込み	48人 627時間	53人 690時間	59人 759時間
		実績	53人 514時間	59人 1,204時間	49人 633時間
日中活動系サービス （介護給付）	生活介護	見込み	150人 3,000人日	174人 3,480人日	203人 4,466人日
		実績	151人 2,262人日	163人 2,651人日	169人 3,043人日
	療養介護	見込み	3人	3人	5人
		実績	2人	3人	2人
	児童デイサービス	見込み	116人 696人日	122人 732人日	129人 774人日
		実績	139人 517人日	151人 533人日	105人 614人日
	短期入所	見込み	44人 308人日	49人 343人日	54人 378人日
		実績	87人 223人日	97人 263人日	47人 297人日
日中活動系サービス （訓練等給付）	自立訓練（機能訓練）	見込み	5人 110人日	5人 110人日	7人 154人日
		実績	1人 20人日	1人 6人日	2人 34人日
	自立訓練（生活訓練）	見込み	8人 176人日	10人 220人日	11人 242人日
		実績	6人 145人日	7人 90人日	4人 62人日
	就労移行支援	見込み	30人 660人日	40人 880人日	46人 1012人日
		実績	32人 448人日	36人 618人日	27人 489人日
	就労継続支援（A型）	見込み	1人 22人日	1人 22人日	1人 22人日
		実績	2人 22人日	4人 87人日	4人 111人日
	就労継続支援（B型）	見込み	32人 640人日	55人 1,100人日	66人 1,452人日
		実績	37人 606人日	76人 921人日	120人 2,095人日

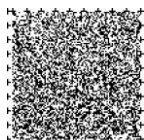


## ■必要な量の見込み（1月当たり）の進捗状況

（平成23年度実績は見込み値）

	サービス名		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居住系サービス	共同生活援助 （グループホーム）	見込み	46人	54人	72人
		実績	59人	68人	66人
	施設入所支援	見込み	46人	58人	75人
		実績	48人	55人	59人
その他	相談支援	見込み	5人	5人	10人
		実績	0人	0人	0人

- 第二期計画の見込みとサービス実績を比較すると、訪問系サービスでは、おおむね見込量をやや上回る利用となっていますが、平成23年度において、やや利用が減少しています。
- 日中活動系サービス（介護給付）では、「児童デイサービス」や「短期入所」は比較的ニーズが高く、見込みを大きく上回る利用がありました。
- 日中活動系サービス（訓練等給付）では、「就労継続支援（B型）」は見込量を大きく上回る利用がありました。一方で、「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」は見込みを下回る利用となっています。
- 居住系サービスでは、「共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）」「施設入所支援」ともに利用者は増加傾向にありますが、平成23年に見込んでいたほどの利用者の増加はありませんでした。

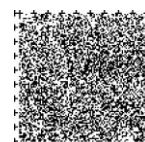


## (2) 地域生活支援事業・その他の事業 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

■必要な量の見込み（1月当たり）の進捗状況 (平成23年度実績は見込み値)

	サービス名		平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	障害者相談支援事業※	見込み	2箇所	2箇所	2箇所
		実績	2箇所	2箇所	2箇所
	自立支援協議会※	見込み	実施	実施	実施
		実績	4	2	3
コミュニケーション支援事業	手話通訳者派遣事業	見込み	23人	25人	28人
		実績	41人	40人	36人
	要約筆記者派遣事業	見込み	3人	4人	4人
		実績	3人	3人	1人
	点字等支援事業	見込み	4人	4人	4人
		実績	1件	1件	1件
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業※	見込み	1,825件	1,918件	2,016件
		実績	1,560件	2,236件	1,844件
	介護訓練支援用具※	見込み	8件	9件	10件
		実績	6件	2件	8件
	自立生活支援用具※	見込み	20件	21件	22件
		実績	29件	27件	46件
	在宅療養等支援用具※	見込み	10件	11件	12件
		実績	15件	16件	16件
	情報・意思疎通支援用具※	見込み	20件	21件	22件
		実績	21件	23件	18件
	排泄管理支援用具※	見込み	1,764件	1,852件	1,945件
		実績	1,487件	2,168件	1,754件
	住宅生活動作補助用具※	見込み	3件	4件	5件
		実績	2件	0件	2件
移動支援事業	移動支援事業	見込み	85人 1,272時間	90人 1,348時間	95人 1,429時間
		実績	81人 1,037時間	65人 1,091時間	86人 1,127時間

※は、1年当たりの数値となっています。

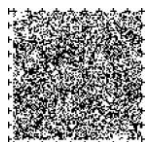


■必要な量の見込み（1月当たり）の進捗状況

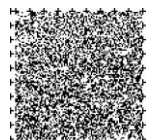
（平成23年度実績は見込み値）

サービス名		平成21年度	平成22年度	平成23年度		
地域活動支援センター	機能強化事業（Ⅰ型）※	見込み	1箇所 22人	1箇所 23人	1箇所 24人	
		実績	1箇所 26人	1箇所 26人	1箇所 31人	
	機能強化事業（Ⅱ型）※	見込み	—	—	—	
		実績	0箇所 0人	0箇所 0人	0箇所 0人	
	機能強化事業（Ⅲ型）※ 【市内】	見込み	3箇所 35人	5箇所 67人	5箇所 67人	
		実績	3箇所 35人	5箇所 64人	5箇所 63人	
	機能強化事業（Ⅲ型）※ 【市外】	見込み	2箇所 8人	2箇所 8人	2箇所 8人	
		実績	2箇所 8人	3箇所 7人	3箇所 8人	
	その他の事業	訪問入浴サービス事業	見込み	7人	7人	8人
			実績	5人	7人	8人
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業※		見込み	5人	7人	8人	
		実績	1人	4人	1人	
日中一時支援事業※		見込み	8箇所 25,000時間	9箇所 26,250時間	10箇所 27,563時間	
		実績	9箇所 21,697時間	9箇所 22,261時間	9箇所 25,590時間	
生活サポート事業※		見込み	2箇所 3人	2箇所 3人	2箇所 3人	
		実績	0箇所 0人	0箇所 0人	0箇所 0人	
社会参加促進事業						
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業※		見込み	1箇所	1箇所	1箇所	
		実績	1箇所	1箇所	1箇所	
芸術・文化講座開催等事業※		見込み	1箇所	1箇所	1箇所	
		実績	2箇所	2箇所	2箇所	
点字・声の広報等発行事業※		見込み	1箇所	1箇所	1箇所	
		実績	1箇所	1箇所	1箇所	
障害者自動車運転免許取得費助成事業※		見込み	3人	3人	3人	
		実績	0人	1人	1人	
身体障害者用自動車改造費助成事業※		見込み	5人	5人	5人	
	実績	4人	3人	2人		
就労支援相談員設置事業※	見込み	1人	1人	1人		
	実績	1人	1人	1人		

※は、1年当たりの数値となっています。



- 「障害者相談支援事業」については、見込みどおり2箇所を実施しています。「自立支援協議会」も毎年継続的に開催しています。
- コミュニケーション支援事業では、「手話通訳者派遣事業」は見込みを上回る利用となっていますが、利用者は減少傾向にあります。
- 「日常生活用具給付等事業」は、年度ごとに利用にばらつきがありますが、おおむね見込量の90～110%の利用となっています。
- 「移動支援事業」は、見込量の約90%程度とやや下回る利用となっています。
- 地域活動支援センターでは、ほぼ見込みどおりの利用となっています。
- その他の地域生活支援事業においては、おおむね見込みどおりの利用が多いものの、「生活サポート事業」は利用がありませんでした。



### 3 第三期障害福祉計画策定における留意点

#### (1) 第三期計画における主な改正内容 ●●●●●●●●●●

障害者自立支援法の施行及び平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成26年度末の数値目標を設定するとともに、平成24年度から平成26年度までの第三期障害福祉計画を策定します。

##### ①整備法による障害者自立支援法の改正を踏まえた整備

###### ○相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、自立支援協議会を活用します。

###### ○障害福祉計画の策定のための体制の整備

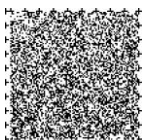
市町村及び都道府県が障害福祉計画を作成するにあたり、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされたことを踏まえ、同協議会に意見を求めます。

##### ②地域主権改革を踏まえた整備

地域主権改革において、平成24年4月1日以降は、市町村障害福祉計画を策定または変更する場合に、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務が努力義務となったことから、できる限り地域住民の意見を反映させることに努めます。

##### ③障害者虐待防止法の成立を踏まえた体制の整備

平成23年6月に成立した障害者虐待防止法を踏まえ、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。





## 4 平成26年度の目標値の設定

### (1) 施設入所者の地域生活への移行 ●●●●●●●●●●

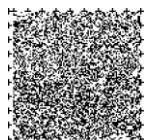
#### ■国の指針

数値目標設定の考え方
平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	75人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	64人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 減少見込(A-B)	11人	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	12人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数

#### ■目標の実現に向けて

- 施設から地域生活への移行に向けた支援体制として、一般相談支援事業者が地域の関係機関・行政機関と連携・協力し、地域移行支援・地域定着支援等、地域相談支援の充実を図ります。
- 地域生活への移行を円滑に行うため、地域の実情に即して、居住の場としての共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）などの充実を図ります。
- 障がい者個人のニーズに応じた形で地域移行が進められるよう、日中活動系サービスや在宅支援の充実に努めます。



(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行 ●●●●●●●●

■国の指針

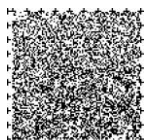
数値目標設定の考え方
平成26年度における平均退院率を平成20年6月30日調査に比べて7%相当分増加させる。 平成26年度における5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数を直近の状況よりも20%増加させる。

【参考】県目標値

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
地域移行支援を利用して退院する人数	60人	66人	72人	198人

■目標の実現に向けて

- ・入院中の退院可能な精神障がい者に対し、福祉サービスの見学・体験などを通じて、地域移行のための訓練及び支援を行います。(地域移行支援)
- ・共同生活援助(グループホーム)等、居住の場を確保しながら、日中活動についての支援を行っていきます。
- ・地域活動支援センターI型、座間市地域自立支援協議会等の充実を図り、安心して地域で暮らせるための相談支援体制を構築します。







## 5 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

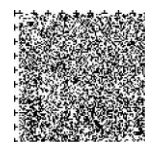
### (1) 訪問系サービス

#### ■サービス内容

サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者(身体・知的・精神)、 障がい児で障害程度区分1以上	○居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある身体障がい者で障害程度区分4以上	○重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護(平成23年10月より)	視覚障がい者	○視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	自閉症、てんかん等のある重度の知的障がい児・者、統合失調症等のある重度の精神障がい者で常時介護を要する人で障害程度区分3以上	○知的障がい又は精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の極めて重度の身体障がい者、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者で障害程度区分6以上	○常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的にを行います。

#### ■必要な量の見込み(1月当たり)

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	624	686	755
	人	50	54	60
重度訪問介護	時間	20	30	40
	人	1	2	3
同行援護	時間	376	414	455
	人	17	18	20
行動援護	時間	72	80	88
	人	4	5	5
重度障害者等 包括支援	時間	20	30	40
	人	1	2	3
合計	時間	1,112	1,240	1,378
	人	73	81	91

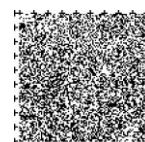




サービスの種別	主な対象者	実施内容
就労継続支援 (A型)	65歳未満(利用開始時)で就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人	○事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ○一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 (B型)	就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される障がい者で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人、50歳に達している人、企業等の雇用や就労移行支援、就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	○就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) ○一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。

#### ■必要な量の見込み(1月当たり)

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人	184	191	199
	人日	3,496	3,636	3,781
療養介護	人	17	18	19
短期入所	人	184	191	199
	人日	3,496	3,636	3,781
自立訓練 (機能訓練)	人	2	2	3
	人日	37	41	45
自立訓練 (生活訓練)	人	4	5	5
	人日	68	75	82
就労移行支援	人	30	33	36
	人日	538	592	651
就労継続支援 (A型)	人	4	5	5
	人日	122	134	148
就労継続支援 (B型)	人	132	145	160
	人日	2,305	2,535	2,788







### ■ (3) 居住系サービス見込量確保の方策

- ・地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備について働きかけを行うとともに、施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めています。
- ・入所を必要とする障がいのある人に適切に対応できる施設利用を推進します。

## (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ●●●●●●●●

### ■ サービス内容

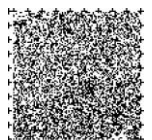
サービスの種別	実施内容
計画相談支援	○障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	○障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	○施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

### ■ 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人	12	24	36
地域移行支援	人	3	3	3
地域定着支援	人	3	3	3

### ■ (4) 計画相談支援・地域以降支援・地域定着支援見込量確保の方策

- ・県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。



## 6 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

### (1) 相談支援

#### ■相談支援内容

項目	実施内容
相談支援事業者	○障がいのある人や障がいのある人の支援を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。
自立支援協議会	○相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たします。

#### ■必要な量の見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業者	箇所	3	3	3
自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

#### ■(1) 相談支援見込量確保の方策

- ・相談支援事業者の内容充実を検討するとともに、関係機関との連携を強化し、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。
- ・自立支援協議会については相談支援の機能強化やネットワーク整備など多方面から地域生活を支援します。

### (2) 成年後見制度利用支援事業

#### ■サービス内容

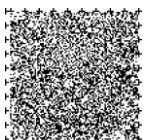
サービスの種別	実施内容
成年後見制度利用支援事業	○障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用について助成します。

#### ■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2

#### ■(2) 成年後見制度利用支援事業見込量確保の方策

- ・関係機関と連携して、判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、必要に応じて、成年後見制度の活用に努めます。







## (6) 地域活動支援センター事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

### ■サービス内容

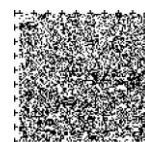
サービスの種別	実施内容
地域活動支援センター事業 (地域活動支援センター機能強化事業)	<p>○地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的事業： 利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。</li> <li>・機能強化事業： 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。（Ⅰ型） 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。（Ⅱ型） 地域の障がい者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を行います。（Ⅲ型）</li> </ul>

### ■必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
機能強化事業（Ⅰ型）	箇所	1	1	1
	利用者数	34	38	41
機能強化事業（Ⅱ型）	箇所	0	0	0
	利用者数	0	0	0
機能強化事業（Ⅲ型）				
市内	箇所	5	5	5
	利用者数	67	67	67
市外	箇所	3	3	3
	利用者数	10	10	10

### ■（6）地域活動支援センター事業見込量確保の方策

- ・障がいのある人等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、地域活動支援センター事業者を支援していきます。



## (7) その他

## ① 訪問入浴サービス事業

## ■サービス内容

サービスの種別	実施内容
訪問入浴サービス事業	○自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。

## ■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス事業	利用実人数/月	9	10	11

## ■ ①訪問入浴サービス事業見込量確保の方策

- ・従来事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の充実に努めます。

## ② 日中一時支援事業

## ■サービス内容

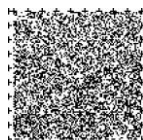
サービスの種別	実施内容
日中一時支援事業	○家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者などの日中における活動の場を提供する事業です。

## ■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	利用実人数/月	64	69	74
	延利用日数/年	6,277	6,402	6,530

## ■ ②日中一時支援事業見込量確保の方策

- ・専門的な人材の確保及び障害福祉サービスの質的な向上を図るよう引き続き事業者  
に働きかけ、安定した供給の確保に努め、障がい児者の日中の居場所の確保や家族  
の負担軽減・就労などを支援します。



## ③ 生活サポート事業

## ■サービス内容

サービスの種別	実施内容
生活サポート事業	○障害程度区分非該当の障がいのある人に対し家事援助を行うことにより、地域での自立した生活を推進します。

## ■必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活サポート事業	箇所	1	1	1
	利用者数	1	1	1

## ■ ③生活サポート事業見込量確保の方策

- ・従来事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の充実に努めます。

## ④ 社会参加促進事業

## ■サービス内容

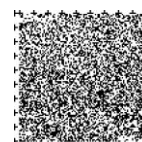
項目	実施内容
社会参加促進事業	○スポーツ教室、座間・海老名二市合同障害者運動会の開催 ○障がい者の作品発表の場の提供 ○点字・音声による広報等の提供を、関係機関、障害者団体等と連携を図りながら行い、障がいのある人の社会参加を促進します。

## ■必要な量の見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	箇所	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業	箇所	2	2	2
点字・声の広報等発行事業	箇所	1	1	1

## ■ ④社会参加促進事業見込量確保の方策

- ・関係機関、障害者団体等と連携を図りながら、引き続き障がいのある人の社会参加を促進します。



⑤ 自動車運転免許証取得・改造事業

■サービス内容

項目	実施内容
自動車運転免許証取得・改造事業	○自動車免許取得に要する費用の一部を助成し、障がいのある人の就労等社会活動への参加を促進します。また、身体障がいのある人が自立した生活、社会活動への参加および就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に改造に要する経費を助成します。

■必要な量の見込み（1年当り）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者自動車運転免許取得費助成事業	人	3	3	3
身体障害者用自動車改造費助成事業	人	5	5	5

■ ⑤自動車運転免許証取得・改造事業見込量確保の方策

- ・従来事業を継続し、ニーズへの対応と着実な実施を図り、社会活動への参加を促進します。

⑥ 就労支援相談員設置事業

■サービス内容

項目	実施内容
就労支援相談員設置事業	○就労を希望する障がいのある人の相談に応じ、個々のニーズに応じた就労先を紹介するため、市に就労支援相談員を配置します。

■必要な量の見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労支援相談員設置事業	人	1	1	1

■ ⑥就労支援相談員設置事業見込量確保の方策

- ・従来事業を継続し、引き続き自立支援協議会や関係機関と連携を図りながら職場開拓に努めます。

